

## 令和8年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和8年度愛媛県介護テクノロジー定着支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、県内で介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「介護事業所等」という。）を運営又は開設する法人等であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業による介護テクノロジーの導入及び活用により、業務の改善、効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など、生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
- (2) 独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「一つ星」又は「二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、法人単位として、又は事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にすること。なお、対象外の事業所については、同等の対策（一つ星又は二つ星）を講じていることを宣言すること。
- (3) 介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、本事業により介護テクノロジーを導入する場合は、次のア又はイに掲げる支援を受けること。
  - ア 厚生労働省が定める生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（コンサルティング会社等）から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援（メーカーや販売店等による機器の操作説明を除く。）。
  - イ 介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金）を活用して県が設置する介護生産性向上総合相談センター若しくは厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに2025年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修又は厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」及び「デジタル中核人材養成研修」を受講するとともに、県介護生産性向上総合相談センターに相談すること。
- (4) 厚生労働省が発行する資料である「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」や「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア

導入に関する手引き」、「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」、「介護ロボット等のパッケージ導入モデル」、「介護現場で活用されるテクノロジー便覧」を参考に業務改善に取り組み、事業計画書及び厚生労働省が別途定める業務改善計画を作成すること。

- (5) 科学的介護情報システム（以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。
- (6) 厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）。
- (7) 別記1のサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。
- (8) 別記2のサービスについては、令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」（同システムが「介護保険資格確認等WEBサービス」に統合された場合は当該サービスをいう。また、「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。以下同じ。）の利用を開始すること。

（補助対象事業及び対象経費）

第3条 この補助金の交付の対象事業及び対象経費は、次に定めるものとする。

(1) 介護テクノロジー等の導入支援事業

次のアからウのいずれかの介護テクノロジー等を導入する際の経費を対象とする。なお、アの導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象経費に含む。ただし、通信費は上記経費には含まない。

ア 「TAIS」（公益財団法人テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」をいう。以下同じ。）で「介護テクノロジー」として選定された機器等（申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等を含む。）

イ 介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi環境整備に必要な経費等

ウ アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器（バックオフィスソフトを対象とする。）

(2) 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業

第1号アに定める介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に分類されている介護テクノロジーと、その介護テクノロジーと連動することで効果が高まると判断できる介護テクノロジーを導入する場合の経費を対象とする。なお、介護テクノロジーの導入に付帯して必要となる経費も対象に含む。

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業

前条第3号に定める支援に要する経費を対象とする。

(補助率等)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める方法により算出する。

- (1) 介護テクノロジー等の導入支援事業 前条第1号で定める対象経費（付帯経費を含む。）の実支出額に5分の4を乗じて得た額とし、補助限度額は、TAISで「移乗支援（装着型・非装着型）」又は「入浴支援」に掲載されている介護テクノロジー（TAISに掲載されていないが、機能等が同水準と県が判断した機器等を含む。）、TAISで「介護業務支援」に掲載されているインカム（TAISに掲載されていないが、機能等が同水準と県が判断した機器等を含む。）については1機器につき100万円、TAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト（TAISに掲載されていないが、機能等が同水準と県が判断した機器等を含む。）又はバックオフィスソフトは1事業所につき別表に定めるとおり、上記以外の機器は1機器につき30万円とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援事業 1事業所につき、前条第2号で定める対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額とし、補助限度額は1,000万円以内とする。なお、前条第1号イで定める費用が含まれる場合は、1,015万円以内とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援事業 1事業所につき、前条第3号で定める対象経費の実支出額に5分の4を乗じて得た額とし、補助限度額は48万円とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、介護テクノロジー事業計画のほか関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受領した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、内容を変更（軽微な変更（第3条に定める対象経費について、20%以内の変更をいう。）を除く。）しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、事業実績報告書を提出するに当たって、同項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第6号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（指導監督）

第13条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了したとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) 補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- (6) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第15条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和8年6月12日から施行する。

別記1（第2条第7号関係）

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

別記2（第2条第8号関係）

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援
- 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定率）
- 訪問型サービス（独自／定額）

- 通所型サービス（みなし）
- 通所型サービス（独自）
- 通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

別表（第4条第1号関係）

職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約で、介護ソフト又はバックオフィスソフトのみを導入する場合は第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、介護ソフトの導入と併せて第3条第1号イの支援を活用する場合は第1欄に定める区分ごとに第3欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と併せて第3条第1号イの支援を活用する場合は265万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算する。

1 職員数（申請時点）	2 基準額	3 基準額
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円
21名以上30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

（注） 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

また、職員数は申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。